

## － 県産材利用推進に関する基本方針の改正 －

### 趣旨

・本県では、スギを中心とした森林資源の充実を背景に、県産材の一層の需要拡大が急務であることから、「県産材利用推進に関する基本方針」を平成9年8月に制定し、これまでも公共建築物の木造化・木質化について、鋭意努めてきたところである。

・「宮崎県木材利用促進条例」が令和3年3月24日に公布・施行され、同年10月1日には「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）として改正・施行された。県においても、従来の基本方針を法や条例に基づく県の方針として位置付けるとともに、今後民間を含め、より一層の木造化・木質化を図るよう改正を行う。

### 見直しの概要

#### 1. 「国の基本方針」等を踏まえ新たに盛り込むもの

##### ① 全般的な改正内容

「2050年ゼロカーボン社会の実現に貢献する」という考え方を明記するとともに、法の対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般へ拡大されたことに伴う見直しを反映。

##### ② 市町村や民間事業者における利用の促進

木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度及び建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の計算・表示方法の周知等に取り組むことを追記。

##### ③ 県民への理解の醸成

木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの県民の理解が得られるよう、積極的に普及啓発に取り組むことを追記。

#### 2. 公共建築物における木造率の目標値の見直し

現状値：令和元年度 24.7% → 目標値：令和12年度 35.0%